

5 福薬発第 175 号
令和 5 年 8 月 30 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 原口 亨

**マイナ保険証によるオンライン資格確認の更なる推進について
(声かけなどの取り組みのお願い)**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師会をはじめ各都道府県薬剤師会においては、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）・オンライン資格確認の実現に向けて、積極的な導入と受け入れ体制整備に取り組んでいるところです。

しかしながら、8月24日の社会保険審議会医療保険部会で公表された資料によると、薬局におけるマイナ保険証でのオンライン資格確認の利用状況の割合が医療機関に比して大きく下回っていること、また、薬剤情報閲覧も医療機関での利用件数よりも低い状況であることが示されました。

このため、マイナ保険証によるオンライン資格確認について、更なる取り組みを推進するように日本薬剤師会から文書が発出されました。

会員薬局におかれましては、来局する患者に対して、マイナ保険証を利用することにより、患者自身の薬剤情報などが正確かつ網羅的に確認でき、より適切な医療（重複投薬、併用禁忌の防止など）をうけることができるなどのメリットを丁寧に説明する、あるいは待合室等にマイナ保険証の利用促進を呼びかける周知資材を掲示するなど、各薬局が実情に併せて、マイナ保険証の利用が増えるよう努めていただきたいと考えております。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤となる重要な仕組みですので、ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

○オンライン資格確認に関する周知素材の掲載先

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > オンライン資格確認に関する周知素材について

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

日 薬 業 発 第 189 号
令 和 5 年 8 月 29 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

マイナ保険証によるオンライン資格確認の更なる推進について
(声かけなどの取り組みのお願い)

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、国は 2024 年秋をもって現行の紙媒体の健康保険証を廃止し、それに代わる方法として、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）・オンライン資格確認の実現に向けて施策を講ずるとともに、保険医療機関・保険薬局における円滑な推進に資するよう、資格確認のためのカードリーダーの導入支援等の推進策が図られてきました。本会ではこうした施策に対応すべく、その積極的な導入と混乱のない運用の開始に向けて、都道府県薬剤師会のご協力の下、受け入れ体制整備に取り組んで参りました。

このような中、先日の社会保険審議会医療保険部会で公表された資料によると、薬局におけるマイナ保険証でのオンライン資格確認の利用状況の割合が医療機関に比して大きく下回っていること、また、薬剤情報閲覧も医療機関での利用件数よりも低い状況であることが示されました（別添 1）。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療 D X の基盤となる重要な仕組みであり、これにより、院内投薬に関する内容を含めた薬剤情報や特定健診等情報の閲覧、そして電子処方箋の利用が初めて可能となるものです。都道府県薬剤師会におかれましては、マイナ保険証の利用促進について会員への積極的な周知に取り組んでいただいていることと存じますが、より多くの薬局利用者にマイナ保険証による資格確認を利用していただくことは、患者に安全かつ効果的な薬物治療の提供を確保する上で、非常に有効な手段と考えております。

これまで、薬局の窓口で健康保険証を提示する習慣のなかった患者に対して健康保険証に代わるマイナ保険証の利用を求めることに加えて、昨今のマイナンバーカードに係る様々な不手際もあり、その利用を求めることは容易ではないと想像できますが、貴会会員に対し、薬局窓口での患者への声かけや待合室等におけるマイナ保険証の利用促進に関する掲示（別添 2）など、その推進に向けて更なるご協力を賜りたいと存じます。

つきましては、会務ご繁多な折り誠に恐縮に存じますが、諸事ご賢察の上、ご尽力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

別添1：マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

(令和5年8月24日開催 第166回社会保険審議会医療保険部会 資料抄)

別添2：オンライン資格確認に関する周知素材（厚生労働省作成）

○オンライン資格確認に関する周知素材の掲載先

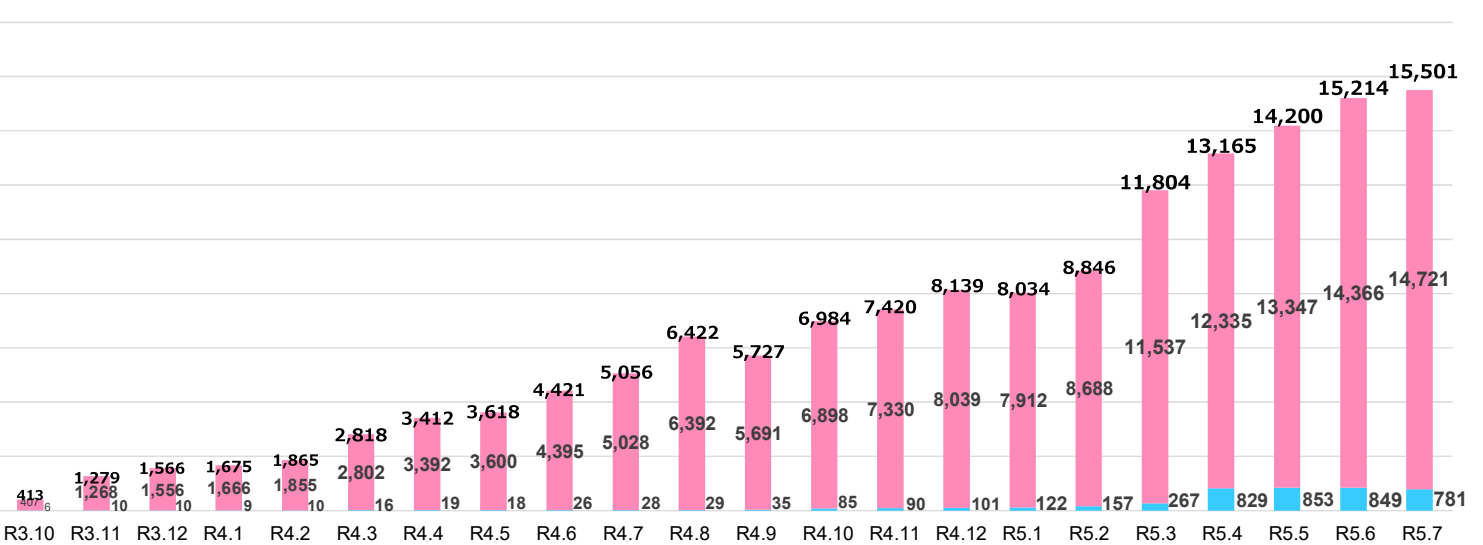
厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療保険＞オンライン資格確認に関する周知素材について

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

オンライン資格確認の利用状況①

- 本格運用開始から令和5年7月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約14.7億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約4,400万件、保険証によるもの：約14.3億件であり、合計約14.7億件。（一括照会によるもの：約1.9億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数



【7月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバー カード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	8,091,340	1,071,242	7,020,098	13,419,186
医科診療所	64,736,621	3,949,487	60,787,134	1,337,276
歯科診療所	11,003,006	1,225,347	9,777,659	3,978,865
薬局	71,183,860	1,560,237	69,623,623	48,650
総計	155,014,827	7,806,313	147,208,514	18,783,977

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

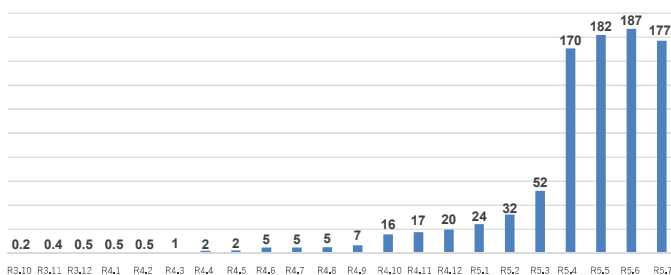
27

オンライン資格確認の利用状況②

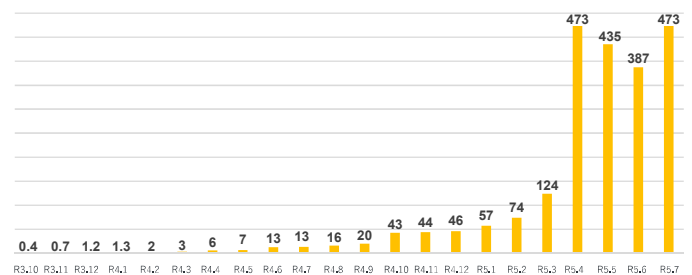
■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数

※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

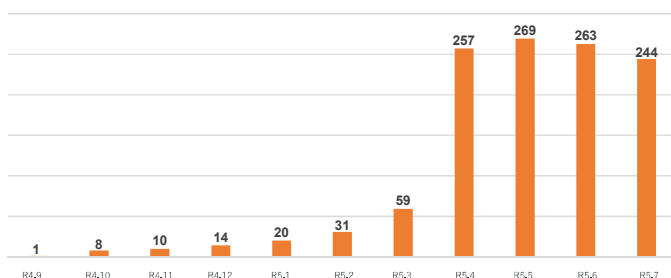
特定健診情報閲覧の利用件数 (万件)



薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)



診療情報閲覧の利用件数 (万件)



※ 令和5年7月分の薬剤情報の利用件数は、一部の薬歴管理用のソフトウェアについて、薬剤情報の閲覧時に、複数回のアクセスが発生する不具合が生じていたことから、現在精査中

【7月分の内訳】

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	184,736	241,804	229,254
医科診療所	966,683	2,222,963	1,753,666
歯科診療所	171,663	281,868	48,739
薬局	448,455	1,985,907	408,169
総計	1,771,537	4,732,542	2,439,828

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



利用申込受付中！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの？

より良い医療が 可能に！

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある
医療機関等でマイナ保険証を
利用したとき、初診料等が
低くなる！
さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



オンラインで医療費控除が より簡単に！

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！

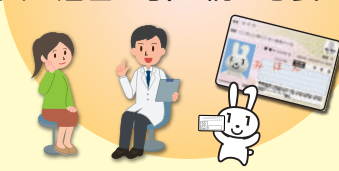


健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。

手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁



総務省



厚生労働省

令和4年7月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの?

より良い医療が 可能に!

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



自身の健康管理に 役立つ!

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



オンラインで医療費控除が より簡単に!

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



健康保険証として ずっと使える!

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

ウラ面も見てね!



利用には申込が必要です

申込はカンタン！

●スマートフォンからマイナポータルで申込



☑ まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



ここをタップ(押す)!

●セブン銀行ATMでも申込できる!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



今後のスケジュールは？

●現在

- 医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになりました。
※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。
- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に
- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになりました。



●2023年1月から電子処方箋が運用開始予定

- マイナポータルでリアルタイムに処方や調剤された薬剤の情報閲覧が可能に

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

薬局をご利用の際には、 マイナンバーカードを。

マイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報が確認できます。
薬剤師もそれらの情報に基づいた薬に関する相談などが行えます。

